

**社会福祉法人五城目町社会福祉協議会**  
**日常生活自立支援事業における利用料の徴収に関する実施要綱**

第1条 この要綱は、秋田県日常生活自立支援事業実施要綱第7条に定める利用料等の徴収についての取り扱いを定めることを目的とする。

第2条 福祉サービスの利用手続き援助や日常的金銭管理サービスについては、秋田県日常生活自立支援事業実施要綱第7条の金額とする。

第3条 金融機関の貸金庫を利用した書類等の預かりサービスの利用料金等については、別表に定めるとおりとする。

**附 則**

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条)

利用者の依頼に基づく援助のため、利用者居住地以外の市町村へ出かけた場合の交通費	実費
金融機関の貸金庫を利用した書類等の預かりサービス	月額 100円

※月額利用料は、月の内1日でも利用した場合は、利用料を徴収する。